

プロジェクト **連結納税制度の見直しへの対応**  
項目 **投資簿価修正に関する論点の検討**

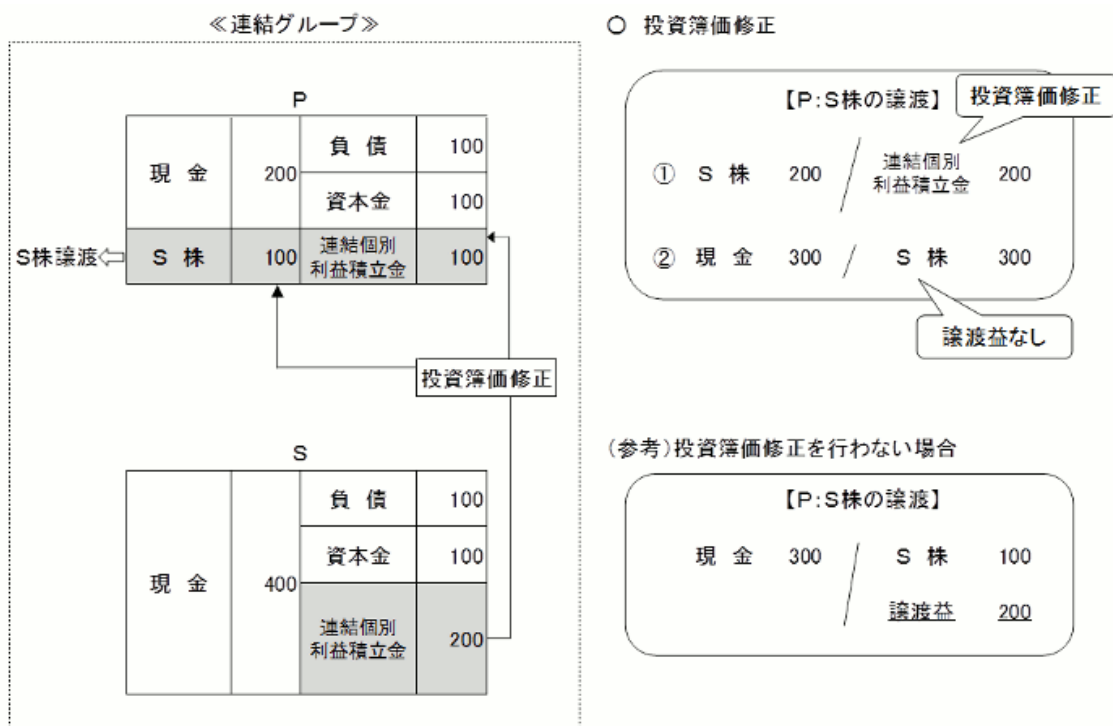
## I. 本資料の目的

1. 本資料は、投資簿価修正に関する論点について、前回までの提案と会計基準の開発に係る基本的な方針を踏まえて、再度分析を行った上で提案をすることを目的としている。

## II. 投資簿価修正に関する論点の検討

### 投資簿価修正の税法の規定

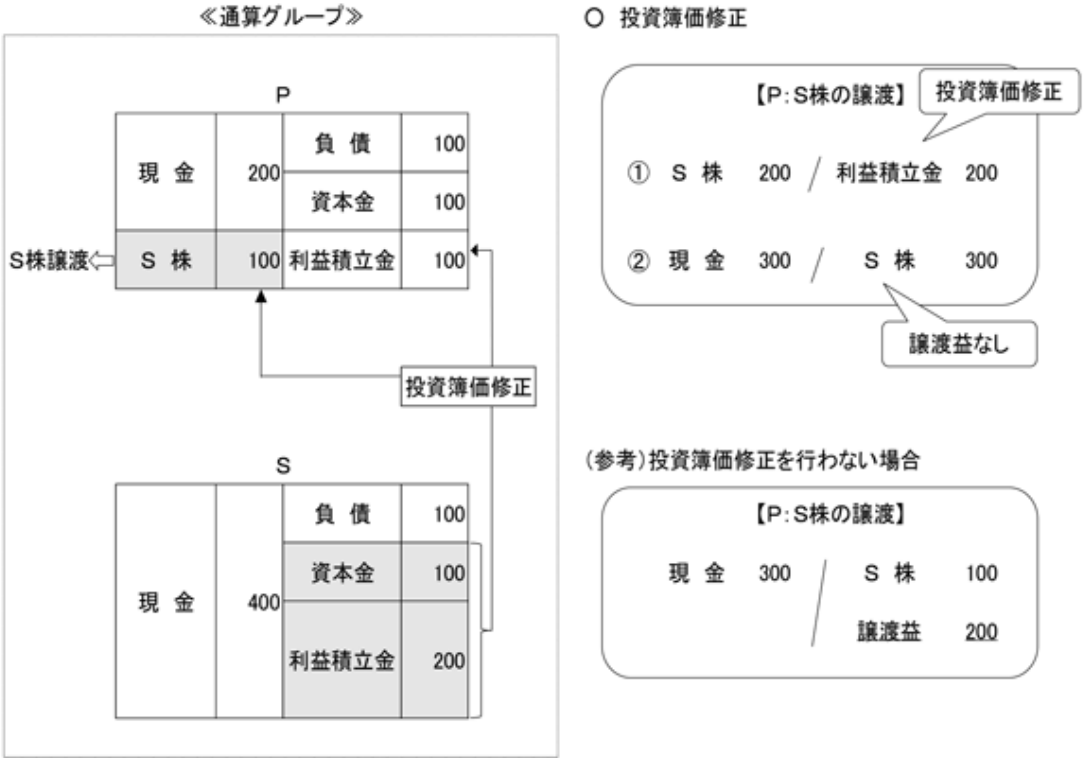
2. 連結納税制度においては、いずれかの連結納税会社がその保有する連結納税子法人株式について譲渡等を行う場合において、その連結納税子法人の株式を有する全ての連結法人は、その譲渡等の処理時に、その連結納税子法人の株式につき、その連結納税子会社の連結期間中（税務上の用語で連結納税制度を適用している期間を表す。以下同じ。）の連結個別利益積立金額又は利益積立金額の増加額（利益による増加額）又は減少額（損失又は配当による減少額）に相当する金額の帳簿価額の修正を行うこととされている（以下「連結納税制度における投資簿価修正」という。改正前法令第9条、第9条の2、第9条の3、第119条の3第5項）。



(国税庁 HP 『投資簿価修正の概要』より抜粋 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/1282/qa/31.htm>)

例えば、上表のような場合、売却時の子会社株式の帳簿価額 100 に連結期間中の利益積立金額等の増減額 200 を加えた修正後の帳簿価額 300 を基に、譲渡損益を計算することになる。

3. グループ通算制度においても連結納税制度と同様に投資簿価修正の規定が置かれており、いずれかの通算法人がその保有する通算子法人株式について譲渡等を行う場合において、その通算子法人の株式を有する全ての通算法人は、その譲渡等の処理時に、その通算子法人の株式の帳簿価額に、離脱法人の離脱直前の簿価純資産価額（税務上の資産の帳簿価額の合計額から税務上の負債（新株予約権にかかる義務を含む）の帳簿価額の合計を減算した金額）との差額を加算又は減算することにより、税務上の簿価純資産価額に相当する金額に帳簿価額の修正を行うこととされた（以下「グループ通算制度における投資簿価修正」という。法令第 119 条の 3 第 5 項）。



(国税庁 HP 『投資簿価修正の概要』より抜粋 [https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group\\_faq/51.htm](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/51.htm))

例えば、上表のような場合、売却時の子会社株式の帳簿価額 100 と税務上の簿価純資産 300 との差額 200 を、子会社株式の帳簿価額 100 に加えた修正後の帳簿価額 300 を基に、譲渡損益を計算することになる。

このように、連結納税制度においては、子会社株式の税務上の帳簿価額に連結期間中の税務上の利益積立金を加減して投資簿価とすることとされていたが、グループ通算制度においては、譲渡時の譲渡する子会社の税務上の簿価純資産価額を基に投資簿価を算定することとされた<sup>1</sup>。

### 連結納税制度における取扱い

4. 投資簿価修正は、譲渡を行う時点において税務上の投資簿価を修正するものであり、譲渡を行う時点までの間は、税務上の帳簿価額が修正されるものではないことから、投資簿価修正による影響は譲渡を行う時点までの間は、税効果会計適用指針第 4 項(3)において次のように定義されている「一時差異」には該当しないものと考えられる。

「一時差異」とは、連結貸借対照表及び個別貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。

5. 一方で、実務対応報告第 7 号 Q6A では、連結納税制度における投資簿価修正について、「実際に譲渡等を行わなくとも実質的に每期把握することは可能であり、解消するときはその期の課税所得を増額又は減額する効果を持つことから、この投資簿価修正後の税務上の帳簿価額と会計上の帳簿価額との差額は、保有する他の連結納税会社の株式に係る一時差異と同様に取り扱う(税効果会計基準第二 一 3 及び 4)<sup>2</sup>」ものとされている。
6. そのため、期末時点における利益積立金等の投資簿価修正を行った場合の修正額について、帳簿価額を増額する場合には将来減算一時差異と同様に取り扱い、帳簿価額を減額する場合には、将来加算一時差異と同様に取り扱って、繰延税金資産又は

<sup>1</sup> 当該改正は、連結納税制度において、加入時に時価評価がなされない場合に、加入時に生じていた子法人における資産の含み益を実現させ、利益積立金を増加させた上で、子法人の株式を売却し、譲渡損を生じさせる(投資簿価修正により子法人の株式の取得原価に増加した利益積立金の額を加算して投資簿価が算定されることで譲渡損が生じる)ことによって、実現させた含み益と相殺されて課税が逃れられるなどの問題が生じる可能性があったことから、恣意的な税負担の調整を防止する観点で、改正されたものである。グループ通算制度においては、投資簿価修正を離脱する子法人の税務上の簿価純資産に合わせることによって、このような譲渡損を生じさせないようにしている(別紙 1 参照)。また、組織再編税制との整合性の観点で適格合併を行った後に、被合併法人の純資産を改めて切り出して譲渡する場合、会社分割等によって当該純資産の帳簿価額が譲渡する株式の取得原価となることも整合している。

<sup>2</sup> 2002 年の実務対応報告第 7 号の公表時におけるコメント対応において、『実質上の投資簿価修正は加減算を通らずに簿価を修正するものであることから、一時差異に該当するか否かには議論がある。ただし、繰越欠損金のように一時差異「等」として、一時差異に準ずるものとして取り扱うことは可能であると考えられる。』という考えをコメント対応案に記載している。

繰延税金負債を計上することとしている（具体的にどの時点で繰延税金資産又は繰延税金負債を認識するかなどは別紙2参照）。

### グループ通算制度における取扱い

7. グループ通算制度における投資簿価修正について、本資料第3項のように投資簿価修正の算定方法が連結納税制度から変更されており、譲渡時点における子会社株式の帳簿価額は異なるが、これは認識される会計上の帳簿価額との差額の金額についての影響となる。

この点、連結納税制度における投資簿価修正について、一時差異と同様に取り扱っているのは、譲渡等によって解消するときその期の課税所得を増額又は減額する効果を持つという性質を有するからであり（本資料第5項参照）、グループ通算制度における投資簿価修正についても当該性質を有する点に変更はない。

そのため、連結納税制度と同様に、投資簿価修正後の税務上の投資簿価と会計上の帳簿価額との差額を一時差異と同様に取り扱うとともに、連結納税制度における別紙2の取扱いを踏襲することが適当と考えられる。

8. 前項の提案とした場合の、文案は以下のとおりである。

(定義)

5. また、本実務対応報告において、次の用語を定義する。

(12) 「投資簿価修正」とは、法人税法施行令第119条の3第5項に従って、通算会社が保有する他の通算会社の株式等の帳簿価額について、当該他の通算会社が通算会社でなくなる時点において、当該他の通算会社の税務上の簿価純資産価額（税務上の資産の帳簿価額の合計額から税務上の負債（新株予約権にかかる義務を含む）の帳簿価額の合計を減算した金額）との差額を加算又は減算することをいう。

(本文)

### 投資簿価修正に関する取扱い

19. 投資簿価修正による他の通算会社の株式等の帳簿価額の修正額は、投資簿価修正が行われる期の課税所得を増額又は減額する効果を有することから、期末時点における他の通算会社の株式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産額との差額は、一時差異と同様に取り扱い、個別財務諸表において次のように会計処理を行う。

(1) 税務上の簿価純資産額が他の通算会社の株式等の帳簿価額を上回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価額が増額修正される場合（(3)の場合を除く）、当該増額修正される部分については、将来の課税所得を減額する効果を有することから、次のいずれも満たす場合、繰延税金資産を計上する。

- ① 予測可能な将来の期間に、他の通算子会社の株式等の売却等（投資簿価

修正が行われる場合に限る。以下同じ) を行う意思決定又は実施計画が存在する場合

- ② 回収可能性適用指針に従って、繰延税金資産の回収可能性があるとは判断される場合
  - (2) 税務上の簿価純資産額が他の通算会社の株式等の帳簿価額を下回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価額が減額修正される場合((3)の場合を除く)、当該減額修正される部分については、将来の課税所得を増額する効果を有することから、次のいずれも満たす場合を除き、繰延税金負債を計上する。
    - ① 他の通算会社に対する株式等の売却等を、通算親会社自身で決めることができる場合
    - ② 予測可能な将来の期間に、他の通算子会社の株式等の売却等を行う意思がない場合
  - (3) 他の通算会社の株式等について評価損(グループ通算制度の適用前に当該株式等について行った評価損を含む。)を計上しており、当該評価損に係る繰延税金資産を計上した場合には、他の通算会社の株式等の評価損計上前の帳簿価額と税務上の簿価純資産額との差額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する。
20. 連結財務諸表においては、個別財務諸表における前項の会計処理によって計上した繰延資産及び繰延税金負債を取り崩した上で、連結貸借対照表における他の通算子会社の株式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産額との差額を連結財務諸表固有の一時差異と同様に取り扱い、税効果適用指針第20項から第23項に従って処理する。

(結論の背景)

#### 投資簿価修正に関する取扱い

54. 投資簿価修正は、株式等の売却等を行う時点において税務上の投資簿価を修正するものであり、売却等を行う時点までの間は税務上の帳簿価額が修正されるものではないことから、投資簿価修正による影響は売却等を行う時点までの間は税効果会計適用指針第4項(3)における「一時差異」には該当しないものと考えられる。

しかし、連結納税制度では、実務対応報告第5号等において、売却等によって解消するときその期の課税所得を増額又は減額する効果を有することから、一時差異と同様に取り扱うものとしていた。

グループ通算制度においては、投資簿価修正の方法が税務上の簿価純資産額との差額を加算又は減算する方法に変更されているが、売却等によってその期の課税所得を増額又は減額する効果を有する点は同様であることから、連結納税制度における取扱いを踏襲し、期末時点における他の通算会社の株式等の帳簿価額と税務上の

簿価純資産額との差額を、一時差異と同様に取り扱うこととした（本実務対応報告第19項及び第20項参照）。

（設例）

**〔設例 6〕 個別財務諸表において通算子会社株式の評価損を計上した場合の投資簿価修正の取扱い**

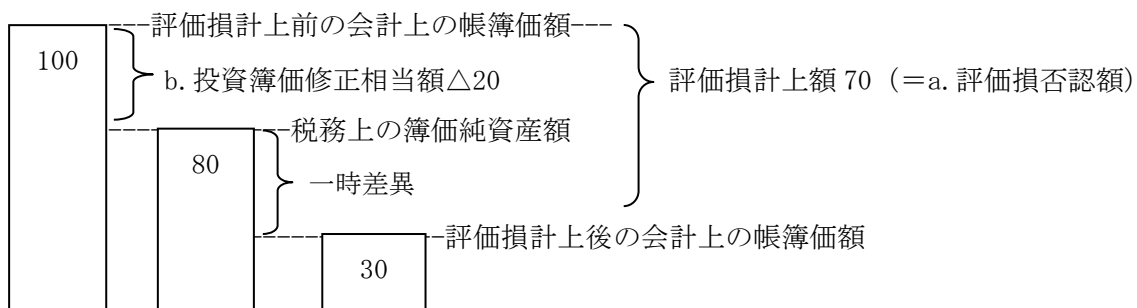
1. 前提

- (1) 通算子会社株式の評価損計上前の個別財務諸表上の帳簿価額が100の場合に、評価損70を計上し、評価損計上後の個別財務諸表上の帳簿価額は30となるとする。税務上、当該評価損70は損金算入が認められない。
- (2) X1年の期末における税務上の簿価純資産額は80となる。

2. 一時差異

- (1) 税務上の帳簿価額と会計上の帳簿価額の差額

税務上損金算入が認められない評価損を計上した場合の一時差異は、次のように、評価損に関する一時差異と、投資簿価修正によって一時差異と同様に取り扱う部分から構成されることとなる。



一時差異 50 = 税務上の簿価純資産額 80 - 会計上の帳簿価額 30

(注) 上記の一時差異の金額は、a. 評価損否認額 70 と b. 投資簿価修正相当額△20 から構成される。

- (2) 税務上損金算入が認められない評価損の部分

税務上損金算入が認められない評価損70については、当該通算会社の個別財務諸表における将来減算一時差異となる。

ただし、次の要件をいずれも満たす場合を除いては、税務上損金算入が認められない評価損70に係る繰延税金資産は、通常、計上しないと考えられる。

- ① 予測可能な将来、売却される可能性が高いこと
- ② 回収可能性があるかと判断されること

(3) 投資簿価修正によって一時差異と同様に扱う部分

原則として、投資簿価修正相当額△20に係る将来加算一時差異について、次のいずれも満たす場合を除き、繰延資産負債を計上する。

- ① 他の通算会社に対する株式等の売却等を、通算親会社自身で決めることができる場合
- ② 予測可能な将来の期間に、他の通算子会社の株式等の売却等を行う意思がない場合

ただし、上記(2)の①②の要件をいずれも満たすこと等により、税務上損金算入が認められない通算子会社株式の評価損70(グループ通算制度適用前に当該株式について計上した評価損を含む。)に係る繰延税金資産を計上した場合には、投資簿価修正相当額△20に係る当該繰延税金負債を認識する(第19項(3)参照)。

**ディスカッション・ポイント**

投資簿価修正について、連結納税制度における取扱いを踏襲し、一時差異と同様に取扱う旨の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上

## 別紙 1：連結納税制度における問題点とグループ通算制度における

## 対応の数値例

## 前提

- ・帳簿価額 70（時価 100、含み益 30）の土地のみを有する S 社の株式の全部を P 社が現金 100 で取得し、S 社は P 社の完全支配子法人となった。
- ・P 社は連結納税制度（又はグループ通算制度）を適用しており、S 社は P 社の株式取得に伴い、制度に加入した。
- ・S 社は加入前の時価評価が必要な子法人には該当しない。
- ・S 社は、土地を時価 100 で外部に売却し、売却益 30 を計上した。
- ・P 社は、S 社株式の全部を現金 100 で外部に売却した。

## 税務上の処理

P 社の S 社株式売却に関する税務上の処理は以下のようなになる。

	連結納税制度	グループ通算制度
S 社株式の帳簿価額 (a)	100	100
投資簿価修正 (b)	S 社の連結期間中の利益 積立金(土地売却益) 30	S 社の税務上の純資産 100-帳簿価額 100=0
S 社株式の投資簿価修正 後の帳簿価額 (=a+b)	130	100
S 社株式売却損益	▲30 =売却金額 100-投資簿価 修正後の帳簿価額 130	0 =売却金額 100-投資簿価 修正後の帳簿価額 100

⇒連結納税制度においては、S 社株式の売却損▲30 と、S 社の土地売却益 30 が計上される結果、課税されないが、グループ通算制度においては土地売却益 30 が計上され、売却益に対して課税がなされる。



## 別紙2：連結納税制度における投資簿価修正の会計処理の概要

### (個別財務諸表における取扱い)

1. 連結納税制度を適用している場合の個別財務諸表における投資簿価修正の取扱いについては、次のように定められている（実務対応報告第7号Q6A(1)）。
  - (1) 投資簿価修正によって帳簿価額を増額する場合
 

税務上は、将来、譲渡等を行ったときに譲渡原価として損金の額に算入されるため、増額修正する部分については、次の要件をいずれも満たす場合は、将来減算一時差異ではないが、繰延税金資産を認識する。

    - 予測可能な将来、譲渡される可能性が高いこと
    - 回収可能性があることと判断されること
  - (2) 投資簿価修正によって帳簿価額を減額する場合
 

減額修正する部分については、将来加算一時差異ではないが、原則として繰延税金負債を計上する。ただし、親会社はその投資の売却等を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その譲渡を行う意思がない場合には、繰延税金負債を認識しない。

### (連結財務諸表における取扱い)

2. 連結財務諸表における取扱いについては、個別財務諸表において子会社株式の投資簿価修正に係る繰延資産及び繰延税金負債を取り消した後、改めて子会社への投資に係る税効果の認識を次のように行うこととされている（実務対応報告第5号Q8A及びQ10A）。これは、単体納税制度における子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いと同様である。
  - (1) 子会社への投資の連結貸借対照表上の価額が、親会社の個別貸借対照表上の投資簿価を下回るときに生じる将来減算一時差異
 

次の要件のいずれも満たす場合は、連結財務諸表において繰延税金資産を計上する。これは、税効果適用指針第22項に基づくものである。

    - 連結納税子会社への投資に係る将来減算一時差異が予測可能な将来、解消される可能性が高いこと
    - 繰延税金資産の回収可能性の要件を満たすこと
  - (2) 子会社への投資の連結貸借対照表上の価額が、親会社の個別貸借対照表上の投資簿価を上回るときに生じる将来加算一時差異(留保利益)
    - ① 将来、配当送金されると見込まれる部分の金額
 

連結納税制度上、連結納税子会社からの受取配当金は、全額益金不算入とされており、将来も課税関係が生じないため、連結財務諸表において、繰延

税金負債は計上されない。これは、税効果適用指針第 24 項に基づくものである。

② 将来、配当送金されると見込まれる部分以外の金額

留保利益を有する連結納税子会社の投資を売却する場合には、通常、当該連結納税子会社株式の帳簿価額が税務上増額修正されるため(投資価額修正)、当該帳簿価額の増額修正の額を超える部分の金額が連結財務諸表における将来加算一時差異となる。当該将来加算一時差異は、予測可能な将来の期間にその連結納税子会社株式の売却を行う意思がない等、一定の要件を満たす場合には税効果を認識しないが、当該株式を売却する意思決定が行われた場合には繰延税金負債を計上する。これは、税効果適用指針第 23 項に基づくものである。

**(評価減が行われている場合の取扱い)**

個別財務諸表における取扱い

3. 連結納税制度を適用している場合で、個別財務諸表において投資の評価減が行われている場合の投資簿価修正に関する税効果との関係について、実務対応報告第 7 号 Q6A(2)において、次のように定められている(処理の具体例については別紙の設例 5 参照)。

(1) 税務上評価損の損金算入が認められる場合

他の連結納税会社株式の評価損について、税務上損金算入が認められる場合、通常、税務上の帳簿価額と会計上の帳簿価額は一致することとなるので、評価損計上の時点では一時差異は生じない。ただし、評価損が計上された期の翌期以降、投資価額修正による実質的な税務上の帳簿価額の増額修正又は減額修正が生じた場合には、別紙 2 第 1 項の方法により取扱われることとなる。

(2) 税務上評価損の損金算入が認められない場合

他の連結納税会社株式の評価損について、税務上損金算入が認められない場合、税務上の帳簿価額と会計上の帳簿価額との差額は、税務上損金算入が認められない評価損の部分(将来減算一時差異)と、投資価額修正による実質的な税務上の帳簿価額の増額または減額修正の部分(将来減算一時差異または将来加算一時差異)から構成される。

税務上損金算入が認められない評価損の部分については、当該連結納税会社の個別財務諸表における将来減算一時差異となるが、予想可能な将来、売却等によって損金算入される可能性が高くかつ回収可能性がある場合など繰延税金資産が計上される状況は、限定的であると考えられる。繰延資産資産が計上されない場合の投資価額修正に係る部分の税効果については、別紙 2 第 1 項の方法により次のように取り扱われる。

- ① 帳簿価額を増額する場合：予測可能な将来、譲渡される可能性が高く、かつ、回収可能性があると判断される場合に繰延税金資産を計上する。
- ② 帳簿価額を減額する場合：原則として繰延税金負債を計上する。ただし、親会社はその投資の売却等を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その譲渡を行う意思がない場合には、繰延税金負債を認識しない。

ただし、税務上損金算入が認められない他の連結納税会社株式の評価損（連結納税制度適用前に当該株式について行った評価損を含む。）に係る繰延税金資産を計上した場合には、投資価額修正に係る税効果を合わせて認識するものとする。

#### **連結財務諸表における取扱い**

4. 連結納税制度を適用している場合で、個別財務諸表において投資の評価減が行われている場合の、連結財務諸表における取扱いについて、実務対応報告第5号Q8Aにおいて、次のように定められている。これは、単体納税制度における子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いと同様である。

資本連結手続により、親会社の個別財務諸表において計上した評価減の消去に伴って生じた将来加算一時差異については、個別財務諸表で計上された繰延税金資産の額を限度として、連結財務諸表において繰延税金負債を計上するものとし、個別財務諸表において繰延税金資産が計上されていない場合には税効果を認識しない。その結果、当該繰延税金負債が計上された場合のその金額は個別財務諸表に計上された繰延税金資産の額と一致することとなり、連結財務諸表上、税効果を認識していない結果と同様になる。これは、税効果適用指針第20項及び第21項に基づくものである。

以 上